

平成24年12月20日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

## 当社元取締役に対する有罪判決について

当社は当社の連結子会社である株式会社ウェッジホールディングスより、当社の元取締役である上田哲が、タイ王国の裁判所より刑事裁判において有罪判決を受けたとの報告をうけましたのでお知らせいたします。

上田哲氏は、当社の元取締役であると同時に、当社子会社の㈱ウェッジホールディングス及びその子会社のEngine Holdings Asia PTE (EHA) の元取締役でもあった人物です。

2012年11月5日、タイ王国北バンコク地方裁判所は、被告上田哲に対して同国刑法326条に基づく名誉棄損罪で有罪を言い渡しました。判決によると、被告上田はウェッジホールディングス及びEHAの取締役在任中の2010年に複数の人物に対して、EHAの取締役会長などを務める此下益司氏が犯罪を犯しているために逮捕され、同人が関わる投資ファンド等が暴落して売却されるなどと話し、風説を流布しておりました。これらの行動により此下益司氏の名誉を傷つけたというものです。

この判決に基づいて、被告は1ヶ月の懲役（執行猶予1年）および5000タイバーツの罰金を科されております。

なお、被告上田は2009年6月には当社取締役を退任し、さらに2010年8月にはウェッジホールディングス及びEHAの取締役を辞任しており、以後、当社グループとの直接的な関係は一切ありませんので、本判決による当社の業績への影響はありません。

また、当社といたしましては当該報告を受け、被告上田等が、日本においても流布しております風説が虚偽であることが示されたこと、及び被告上田が当社グループとは無関係であることを改めてお知らせするものです。

当社としましてはこの度の裁判所の判決は適切と考え、この結果を歓迎しております。

また、当社グループ等についての風説を流布する者が法の裁きによって断罪されましたことを心より歓迎するものです。今後も当社グループはコンプライアンスを重視し、不正に対しては毅然とした姿勢で取り組んでまいります。

ステークホルダーの皆様方には大変ご心配をお掛けして真に申し訳ございませんでした。

当社といたしましては、今後もグループ一丸となって、当期策定・公表した「アクセルプラン2012」を完遂することで、グループ企業価値向上に邁進してまいりますので、引き続きご理解とご支援いただけますようお願い申し上げます。

以 上